

八幡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱（昭和58年7月1日告示第32号）

最終改正:令和6年3月28日告示第13号

改正内容:令和6年3月28日告示第13号〔令和6年8月1日〕

○八幡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱

昭和58年7月1日告示第32号

改正

昭和62年2月3日
平成元年1月8日
平成4年1月13日
平成5年3月8日
平成8年3月29日告示第13号
平成9年8月29日告示第55号
平成11年7月9日告示第81号
平成20年3月31日告示第15号
平成24年11月30日告示第69号
令和6年3月28日告示第13号

八幡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱

（目的）

第1条 この要綱は、健康保持に係る指導を受けた重度の心身障害を有する老人に対して、当該指導を受けるのに要した費用（以下「健康管理事業費」という。）を支給することによりこれらの者の健康を保持し、もつて障害者福祉の向上を図ることを目的とする。

（支給対象者）

第2条 健康管理事業費は、本市に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）の被適用者のうち、その者の障害の程度が次の各号の一に該当するもの（以下「重度心身障害老人」という。）に対して支給するものとする。

- （1）身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に規定する身体障害者障害程度等級表の1級から3級までに該当する者
- （2）療育手帳の交付を受けている者
- （3）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条の規定に基づく障害等級が1級であるもの
- （4）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、同法第45条第4項の規定に基づく都道府県知事の認定を受けた結果、前号の障害等級が1級から2級に変更となつたもの（当該変更から同項の規定に基づく次の認定までの間にある者に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、その者の所得又はその者の配偶者若しくはその者の扶養義務者の所得が重度心身障害老人健康管理事業費補助金交付要綱（昭和58年8高第212号京都府福祉部長通知）第2条に規定する知事が定める額を超えるものにあつては、健康管理事業費を支給しないものとする。ただし、市長が特に必要と認めた者にあつては、この限りでない。

（支給の額）

第3条 重度心身障害老人が法による医療の給付を受け、かつ、健康保持に係る指導を受けた場合、同法の規定により、その者が負担すべき一部負担金の額の範囲内で健康管理事業費を支給する。

（受給資格認定の申請）

第4条 受給資格の認定を受けようとする重度心身障害老人またはその者の同居の親族（以下「申請者」という。）は、重度心身障害老人健康管理事業対象者認定申請書を市長に提出しなければならない。

（認定及び通知）

第5条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、これを審査のうえ、受給資格の有無を認定し、申請者に通知する。

（届出）

第6条 前条に規定する認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、第4条に規定する申請の内容に変更を生じたときは、直ちにその旨を市長に届出なければならない。

（証票）

第7条 市長は、受給資格者に対し、その受給資格を証明する証票を交付することができる。

（証票の有効期間）

第8条 受給資格者に交付する証票の有効期間は、資格認定した日からその日以降の最初に到来する7月31日までとする。

（支給）

第9条 市長は、受給資格者から八幡市重度心身障害老人健康管理事業費支給申請書の提出があつたときは、これを審査のうえ、第3条の規定による健康管理事業費を支給する。

（支給認定の取消及び健康管理事業費の返還）

第10条 市長は、受給資格者が虚偽の申請その他不正の手段により受給資格の認定を受けたときは、その認定を取消す。

2 市長は、受給資格者が虚偽の申請その他不正の手段により健康管理事業費の支給を受けたときは、支給した当該健康管理事業費を返還させる。この場合において、市長は、相当の期間受給資格を喪失させることができる。

（支給の制限）

第11条 市長は、健康管理事業費の支給原因である病気又は負傷が第三者の行為によつて生じたものであるときは、当該健康管理事業費を支給しない。ただし、特に必要と認めたときは、この限りでない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、様式その他の必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年2月1日から適用する。

附 則(昭和62年2月3日)

この要綱は、昭和62年1月1日から適用する。

附 則(平成元年1月8日)

この要綱は、平成元年1月8日から実施する。

附 則(平成4年1月13日)

この要綱は、平成4年1月1日から適用する。

附 則(平成5年3月8日)

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附 則(平成8年3月29日告示第13号)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に有するこの要綱による改正前の様式の用紙については、なお当分の間これを使用できるものとする。

附 則(平成9年8月29日告示第55号)

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

附 則(平成11年7月9日告示第81号)

この要綱は、平成11年8月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日告示第15号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年11月30日告示第69号)

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日告示第13号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年8月1日(以下「施行日」という。)から施行し、同年8月診療分から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の八幡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱第2条第1項第4号の規定の適用については、施行日前に同号に規定する都道府県知事の認定を受けた結果、同項第3号の障害等級が1級から2級に変更となった者で、施行日において当該変更から次の認定までの間にあるものを含むものとする。
